

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和7年4月15日（水） 午前10時36分～午前10時46分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 2 番 荒川 義孝、 3 番 神谷 直子、 5 番 野々山 啓、
7 番 福岡 里香、 8 番 岡田 公作、 9 番 長谷川広昌、 10 番 北川 広人、
11 番 鈴木 勝彦、 12 番 柴口 征寛、 13 番 倉田 利奈、 14 番 黒川 美克、

オブザーバー

議長（4 番）杉浦 康憲、 副議長（6 番）今原ゆかり

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 令和7年度 議会改革特別委員会の協議案件について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてですが、本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 令和7年度 議会改革特別委員会の協議案件について

委員長 6年度の協議案件については既に協議が終了しておりますので、本日は令和7年度の議会改革特別委員会の協議案件について、皆様の御意見を伺えたらと思います。

事前に各会派に御意見を求めたところ、市政クラブさんから資料のとおり提案がありました。本日の資料として事前に配付させていただいておりますが、市政クラブさんからの提案について補足説明または他の会派から質問等がありましたらお願いをいたします。

問（13） まず反問権の明確化についてというところで、3行目の議論の充実、議員の説明責任の強化、相互対話の促進など反問権の目的にのっとりって書いてあるんですけど、これってこれまでどこかで明記されてるんでしょうか。これの目的にのっとりって書いてあるのでどこかに明記されてるのかなと思うんですけど、それがちょっとよく分からなかったので教えてください。

答（2） 今、目的にのっとりということで、ちょっと表現上、すみません、のっとりと書かせていただきましたが、一般的に反問権の目的と言われておりますのが、記載しておりますとおり、議論の充実、それから議員の説明責任の強化、今お話いただいた相互対話の促進ということでこの3点が一般的に挙げられています。特に最初の議論の充実につきましては、今実際に行われている部分でより議論を深めるということで、行政側が議員に対して質疑の内容を確認して答弁に結びつけております。

今からちょっとお話する2つにつきましては明確になっていない部分というのと、少し曖昧な

部分があるのと、答弁に行き詰まるといった部分がありますので、この部分につきまして今回挙げさせていただいたのが主なところであります。

議員自身の質問の根拠というのが分からず、一方的な意見の押しつけといった質疑もあります。その部分をしっかりと議員側から根拠を明確にして議論の透明性を向上させていくという目的を示させていただいております。これを議論したいと思っております。また、相互対話の促進ということで、議論を深めるという中で、一方的な質疑応答ではなくて双方向の議論を行うことで、より政策の論争を深めていくことを考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

問（13） 一般的って今おっしゃったんですけど、一般的っていうのがどこに一般的なのかが分からなくて、例えばこういう文献に書かれてるとか、こういうところに書かれているとかそういうことを教えていただきたいんですが。一般的って言われてもちょっとこれだと、一応会議規則に載ってることなので、それを一般的にこうですって言われてもそれがちょっと一般的っていうのが私よく分からなかったんで御説明お願いしたいんですけども。

答（2） 今回挙げさせていただいたのが、会議規則の範囲がちょっと曖昧な部分があるということで載せさせていただいております。特にこの反問権の目的ということが、よくちょっと勉強になられてないかと思いますが、いろんな書籍やネット、いろんな学者の主張といった部分で載っております。ですからいろんな考え方があるので今回このテーブルに載せさせていただいたわけで、何々に基づいてこれを載せたという意味ではありませんのでよく御理解ください。以上です。

問（13） 分かりました。その書籍についてぜひ教えていただきたいと思ひますし、どこにどういうふうに載っているかについてちょっと教えていただきたいと思ひます。いわゆるうちの会議規則がこういうふうになってるわけなので、一般的ではなくて一応会議規則にのっとってやるっていうところなので、一般的にのっとってやるんじゃないくて会議規則にのっとってやるんじゃないのかなと思ひるので、そのあたりちょっと考え方が違うかなと思ひますので、よく分からないんですよね。

委員長 今 13 番議員のほうから出た御意見もありますけれども、実は反問権を高浜市議会が導入した経緯というものがあります。申し訳ないです、私委員長ですけれども、その経緯という部分は、自ら反問権を入れたらどうだということを議会改革特別委員会で当時言わせていただいた部分も含めて少しお話をさせていただきたいのでお耳を傾けていただければと思ひます。

反問権というのは、…

「委員長。」と発声するものあり。

意（13） ぜひ御意見聞きたいので副委員長と代わってください。議事進行をお願いします。

委員長 話聞いてますか。

「聞いてます。」と発声するものあり。

委員長 委員長として過去にあった経緯の説明をさせていただいたんですよ。私の個人的な意見を言うとは言ってませんよ。話を聞いとってください。よろしいですか。

「委員長は議事進行に徹していただきたいので、ぜひそれは…」と発声するものあり。

委員長 議事進行のために過去あった経緯の話をするということを今説明させていただいたんですけど。

「だからそれが違うんじゃないですかって私は言ってるんですよ。」と発声するものあり。

委員長 分かりました。反対がありましたので控えさせていただきます。

意（13） 私ぜひ聞きたいので、一委員として。ぜひお聞かせください。お願いします。

委員長 聞きたいのという話で言わせていただくものではありません。参考にしていただくために過去の経緯を説明させていただくということに対して御反対があったようですので説明は差し控えさせていただきます。ほかの方々には個人的に後日説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今回こういうふうにしたらどうだという提案的な部分ではなくって、市政クラブさんからもお話を伺ったんですけれども、こういうことをテーマに議論をしたらどうだということで、ここに書いてあることが決定事項ではないので、そのところは酌み取ってお聞きをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

あと自由討議ですとか、それから、趣旨採択の部分に関しまして何か御質問等ございましたら。よろしいですか。

質疑なし

委員長 今日この3つ、すいません、4つですね。もう一つが代表質問の導入についてであります。実はこの4つに関しましては過去にも議会改革等で取り上げてきたこともございます。その辺のところもまた会議録等で調べる事ができれば調べていただければと思いますけども。

どれにしますかということをしていただくつもりはありませんので、こういった4つのテーマを令和7年度の議会改革特別委員会に出していくと。それでまた新しい委員長が当然皆さん方から御意見を伺って、この中から選んでやっていくのか、あるいは4つとも進めていくのか、そこのところは次年度にお任せしたいと思いますけども。

この4つのテーマを次年度に申し送るということに対して、皆さん方の御了承がいただければ、そのようにさせていただきたいと思うんですけどどうでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、令和7年度の議会改革特別委員会の協議案件、申し送りとして、反問権の明確化について、自由討議のあり方について、趣旨採択について、代表質問の導入について、この4つを申し送りをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の案件はこれで終了となります。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。令和6年度、大変お世話かけましてありがとうございました。より良い議論が令和7年度に引き継がれることをお願い申し上げまして、議会改革特別委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

委員長挨拶

閉会 午前10時46分

議會改革特別委員會委員長

議會改革特別委員會副委員長